

(参考様式1-2)

### 事前点検シート

ふりがな	ひょうごけんみきし	ふりがな	よかわちょう きちやす・おおそちく かつせいかけいかく
計画主体名	兵庫県三木市	活性化計画名	吉川町 吉安・大沢地区 活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和5年度 ～ 令和7年度 令和5年度 ～ 令和7年度	総事業費（交付金）	407,342千円（203,671千円）
活性化計画目標	・地域産物販売額の増加 52,653千円 ・交流人口の増加 182,305人 ・イベント集客人数の増加 3,200人	事業活用活性化計画目標	・地域産物販売額の増加 52,653千円 ・交流人口の増加 182,305人 ・イベント集客人数の増加 3,200人

計画主体 確認の日付	令和5年2月10日	農林水産省 確認の日付	令和5年 2月 10日
------------	-----------	-------------	-------------

#### 1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	活性化計画は、地域産物の販売額、交流人口、農業関係イベントの開催回数の増加を目標としており、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事業活用活性化計画目標は「農林水産物等の販売・加工促進」、評価指標は「地域産物の販売額の増加、交流人口の増加、イベント開催回数および集客人数の増加」と交流対策型より設定している。

				交付対象事業の事業メニューは交流対策のための「地域連携販売力強化施設」、「自然・資源活用施設」を選択しており交付対象事業と整合が取れている。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	活性化計画の目標「地域産物の販売額の増加」「交流人口の増加」「イベント開催回数および集客人数の増加」に対し、事業活性化目標は「農林水産物等の販売・加工促進」で「地域産物の販売額の増加」「交流人口の増加」「農業関係イベントの開催回数および集客数の増加」を評価指標としており、整合性が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○	○	実施していない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○	○	<p>三木市総合計画では、まちの将来像として「都会にも距離的に近い、自然豊かなちょうど良い田舎」の魅力を活かした持続可能なまちづくりを目指している。その中で、チーム三木（市民、議会、企業、団体、行政）の協働による山田錦、三木金物、ゴルフなどの地域資源で人を呼び込むまちづくりを推進している。</p> <p>また、令和2年度には吉川町商工会、吉川町まちづくり協議会、吉川町区長協議会、農業者団体で構成される「よかわ活性化委員会」において、「山田錦の郷活性化構想」を策定し、その後、令和3年度には農業者団体と施設管理者等と調整し、山田錦の郷活性化構想の概略設計を実施するなど、本事業は、関連する計画と連携、配慮、調和が図られている。</p>
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○	○	<p>令和2年度から「よかわ活性化委員会」において、「山田錦の郷活性化構想」を策定し、令和3年度には、農業者団体と施設管理者等と調整し、山田錦の郷活性化構想の概略設計を実施した。</p> <p>このように地元とともに構想を策定し、その実現に向けて農業者、近隣住民と調整しながら計画しており、地域住民の合意は得られている。さらに、計画施設の近隣4地区の令和4年度の自治会役員とも意見交換を行い、計画に賛同を得た。市の広報紙では、三木市全体に活性化方針の周知を図った。</p>

	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○	○	計画策定時から女性の参画があり、女性目線での意見は十分に取り入れられている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○	○	山田錦の郷活性化構想の策定に向け、よかわ活性化委員会を6回開催している。検討にあたっては、事業実施主体の市と地域の関係者が一体となっており、推進体制は確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	○	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標は、地域産物の販売額、交流人口、イベントの開催回数および集客数の増加に対して、事業内容は「地域連携販売力強化施設」と「自然・資源活用施設」の整備であることから整合性が確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—	—	該当なし。
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○	○	計画期間を令和5年度から令和7年度までの3年間、事業実施期間を令和5年度から令和7年度までの3年間としている。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○	○	増改築に伴う建築確認申請が必要となるが、着工前には申請を行う。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○	○	総事業費 : 407,342 千円 内、施設改修費 : 407,342 千円 交付要望額 : 203,671 千円 交付限度額 : 総事業費×1/2=203,671 千円
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>活性化計画区域はすでに市街地を形成している区域ではない。</li> <li>計画区域内の農林地割合は82.2%（市固定資産台帳データ）</li> <li>計画区域内の農林業従事者割合は17.2%（令和2年国勢調査）</li> </ul>

## 2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○	○	今回、新規に取り組む事業である
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○	○	各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性などを確保するものとしている。仕様書にも設計・施工等における検査体制を確保するよう盛り込む。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	○	○	地域連携販売力強化施設は、内装を木質化した鉄筋コンクリート造の既存建物の増改築であるため、当初の施設の趣を損なうことのないように考慮し、増改築にあたっては建物及び内装の木質化に取り組む。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	—	—	増改築する既存施設は、鉄筋コンクリート造である。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。	○	○	整備内容は既存の地域販売力強化施設などの増改築であるが、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は交付対象として含めていない。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	○	○	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）による耐用年数が39年のものである（省令の別表第一より「建物」「鉄筋コンクリート造」「店舗用のもの」を採用）。平成16年（2004年）4月に竣工し、令和5年（2023年）2月現在で耐用年数は残り約20年となっている。

2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか。</p> <p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか。）</p> <p>上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか</p> <p>実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。</p>	○	○	<p>農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領に基づき、年効果額を第4の5の（1）の農林水産物販売促進効果及び6の（2）の地域資源加工効果、（3）地域農林漁業等波及効果、（4）地域関連産業波及効果により算定した。</p> <p>費用対効果分析による算定結果は1.8954となっている。</p> <p>三木市では第5期三木地球温暖化対策実行計画（事務事業編、令和3年度～7年度）を策定し、令和元年度から温室効果ガス排出量8%以上の削減を目標としている。計画施設「山田錦の館」は目標の対象施設であり、計画の中に〈脱酸素化社会に向けた取り組み〉として公共施設等においては、設備を更新する際は「太陽光発電の最大限の導入」について検討する旨の記載がある。</p>
2-6	<p>事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。</p>	○	○	<p>実施要領の別表2における交付対象事業は「地域連携販売力強化施設」の「㉔地域連携販売力強化施設」および「地域資源循環活用施設」の「㉓自然・資源活用施設」である。</p> <p>事業内容は1（2）の農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備であり、「三木市吉川町吉安・大沢地区活性化計画」のうち「1活性化計画の目標及び計画期間」の「今後の展開方向等」に記載されているとおり、宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設である。</p> <p>事業実施主体は三木市であり、実施要領別表1に定める要件を満たしている団体である。</p>
2-7	<p>個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。</p>	○	○	<p>市が地域で募集した指定管理者が管理運営する施設の増改築を行うもので、個人に対する交付ではない。</p> <p>また、指定管理者は、市の仕様に従って管理運営するため目的外使用の恐れはない。</p>

2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○	○	近隣を走る中国自動車道吉川 IC の通過台数等を踏まえたうえで計画を立てている。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	○	隣接する道の駅「とうじょう」、「淡河」、「神戸フルーツ・フラワーパーク大沢」、「みき」の入込客数、売上高の状況等を把握したうえで計画を立てている。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○	○	<p>施設敷地内の駐車場等を同時期に整備し、「道の駅」にする計画であるため、年間を通して観光客のみならず、道路利用者にも立ち寄っていただくことを想定している。</p> <p>また、特産品であるブドウのシーズンには、現在でも月約45,000人の利用客が訪れることから、多数の利用客が来訪される時期についても検討した計画である。</p>
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○	○	高速道路へのアクセスの利便性、ゴルフ場など、当該施設の利用環境は恵まれており、他施設との有機的な連携をさらに密に出来るよう検討する。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○	○	記載されている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○	○	<p>施設管理者や施設利用者にも女性が多く在籍しており、計画段階から女性目線での意見も取り入れている。とりわけ加工品は、施設開設当時から地域の女性団体が製造を担っており、農林水産大臣や兵庫県知事から表彰を受けるなど農村部における女性活躍の拠点となっている。</p> <p>改修後の作業導線や、販売エリア内での実演販売エリアの設置など女性生産者団体の意向を計画内容に反映しており、今後も女性参画への配慮や促進に向けて取り組んでいく。</p>

2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○	○	施設の規模等から概算の費用を算出しており、妥当な積算である。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○	○	既存施設を増改築することで、建設・整備コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	○	○	直売所を利用する方のための施設であり、附帯施設として適正である。トイレと駐車場においては、他の補助金等と重複しないようにすみ分けを行い、適正に計画している。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	○	○	備品の内容について精査し、汎用性の高いものは含めない計画である。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○	○	整備予定場所は、よかわ活性化委員会において集客の立地性、農林業者の利便性等を検討され、既存施設を増改築を決定したもので、施設の設置目的から勘案して適正である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○	○	事業実施主体が所有する施設土地において整備するほか、附帯施設の駐車場用地は一部を購入して確保する見通しであり、地権者の同意を得て手続きを進めているところである。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—	—	該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記3別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。	—	—	該当なし

	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m <sup>2</sup> 以内か（既存施設は除く）。	○	○	整備する施設の延べ床面積の合計は 1,359 m <sup>2</sup> である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m <sup>2</sup> 当たり 29 万円以内であるか（既存施設については、1,500 m <sup>2</sup> 以内の交付算定額となっているか）。	○	○	上限事業費 290 千円×1359 m <sup>2</sup> =394,110 千円
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○	○	中国自動車道の吉川インターチェンジが計画地区内に位置しており、周辺地域との県道による交通とあわせて、近隣都市との交流が容易な施設である。さらに隣接する神戸市と連携したサイクリング事業に取り組んでいるほか、大阪・関西万博を見据えて内閣官房および兵庫県などと連携した取り組みを企画している。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○	○	販売面積や駐車場を拡大することで販売力が強化され、酒米「山田錦」と歩んできた地域の農業文化を前面に発信することを通じて「メイドイン吉川」のブランド化を促進するために必要な施設である。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○	○	年間を通じて四季折々の産品が出荷・販売される施設であり、継続的に雇用や所得、交流を生み出す施設となっている。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○	○	計画地区で生産した農産物を女性が主体の生活研究グループが加工を担って計画施設において販売している。グループは農林水産大臣賞を受けるなど地域内外から高い評価を受けており、事業実施によりさらなる6次産業化や女性参画の促進に寄与する。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○	○	公共施設等適正管理推進事業債等の活用などを考慮しながら、一般財源にて今後、市議会に予算提案する。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○	○	建設工事等は一般競争入札を基本に、競争性のある契約方式によるものとする。



2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	○	○	三木市における「山田錦の館条例」に基づき、指定管理者が管理運営を行う。また、指定管理者が行う業務については、指定管理者選定の際に仕様書等で定めている。施設の管理・更新に必要な資金は、市の財政当局及び指定管理者と検討済みである。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○	○	収支計画を策定して以前より中小企業サポートセンターから企業の経営診断を受けている。今回事業の計画にあたって、再度経営診断を受け、適正であるとの判断を得た。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	○	○	計画施設に隣接する道路施設において、国土交通省所管の「社会資本整備総合対策事業交付金」を活用している。ただし、国土交通省からも事業費の按分について指導を受けており、適正に按分する計画である。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること）。	○	○	重複申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○	○	大規模化や生産体制の効率化による産地競争力の強化を目的として整備する施設ではない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	○	○	活用可能と考えられる施策はない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）別記 3 の別紙 2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること）。	○	○	7 国土強靱化施策（1 ポイント） 8 ③農観連携プロジェクトの取組（1 ポイント） 9 女性の能力の積極的な活用（1 ポイント） 10 地域別農業振興計画（3 ポイント）

注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。